

# 地域共生社会の実現に向けた 農福連携の取り組みと、 その可能性

2024年12月21日  
宇都宮短期大学  
宮脇文恵

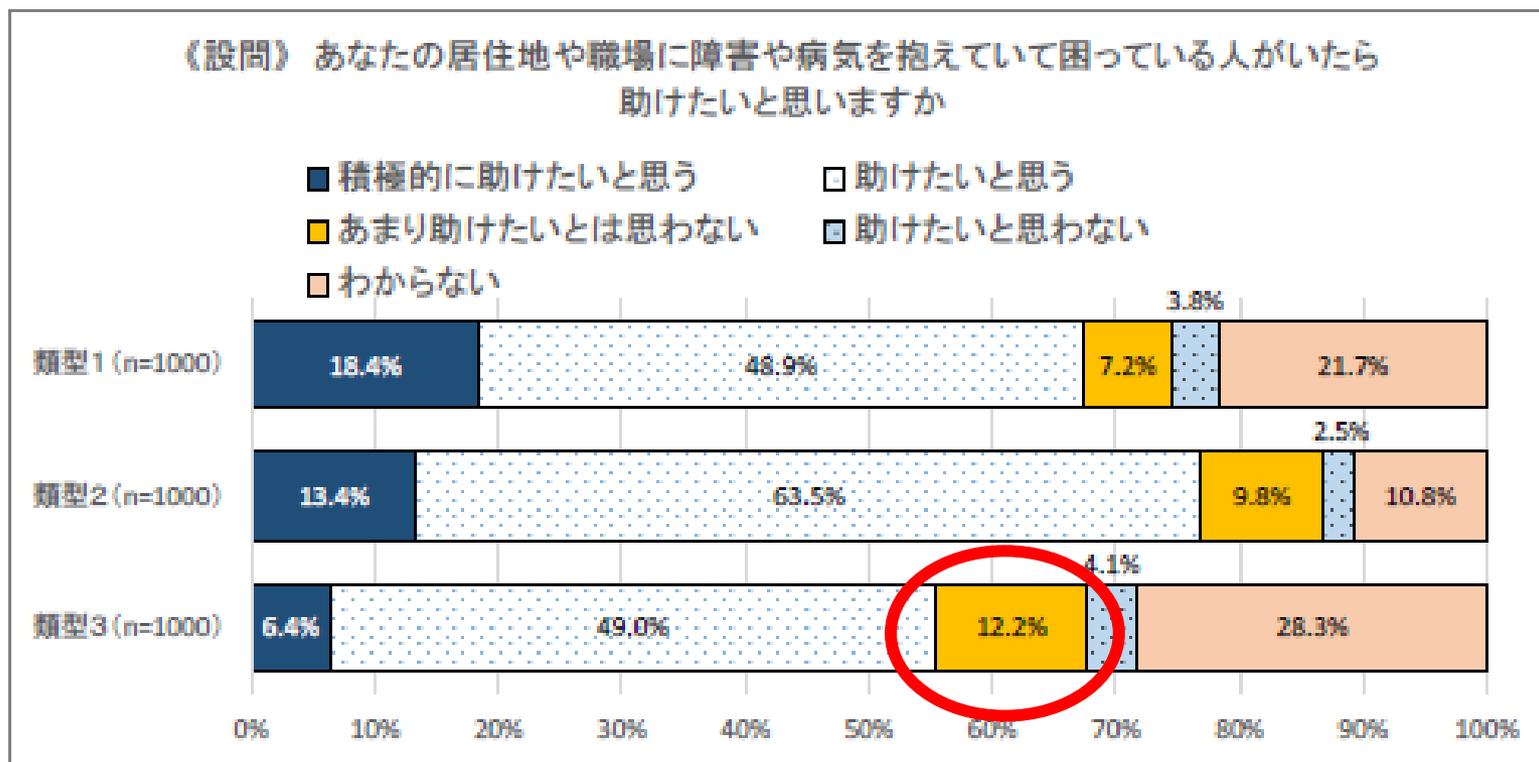
# 「自立支援に関する意識調査」

(厚労省、2019)

- 目的:地域での支え合いや就労についての意識を探り、障害や病気などを有する者の自立支援についての今後の課題整理に役立てる
- 2019年2月に実施
- 20歳以上65歳未満の登録モニターの中で、無作為に抽出された対象者から寄せられた回答を、
  - ①類型1「障害や病気を有する者」
  - ②類型2「身近に障害や病気を有する者がいる者」
  - ③類型3「その他の者」それぞれ1,000人ずつ、計3,000人の集計を行った

# 困っている人がいたら、助けたいか

図表 2-4-1(1/6) 地域や職場で障害や病気で困っている人がいたら助けたいか・理由



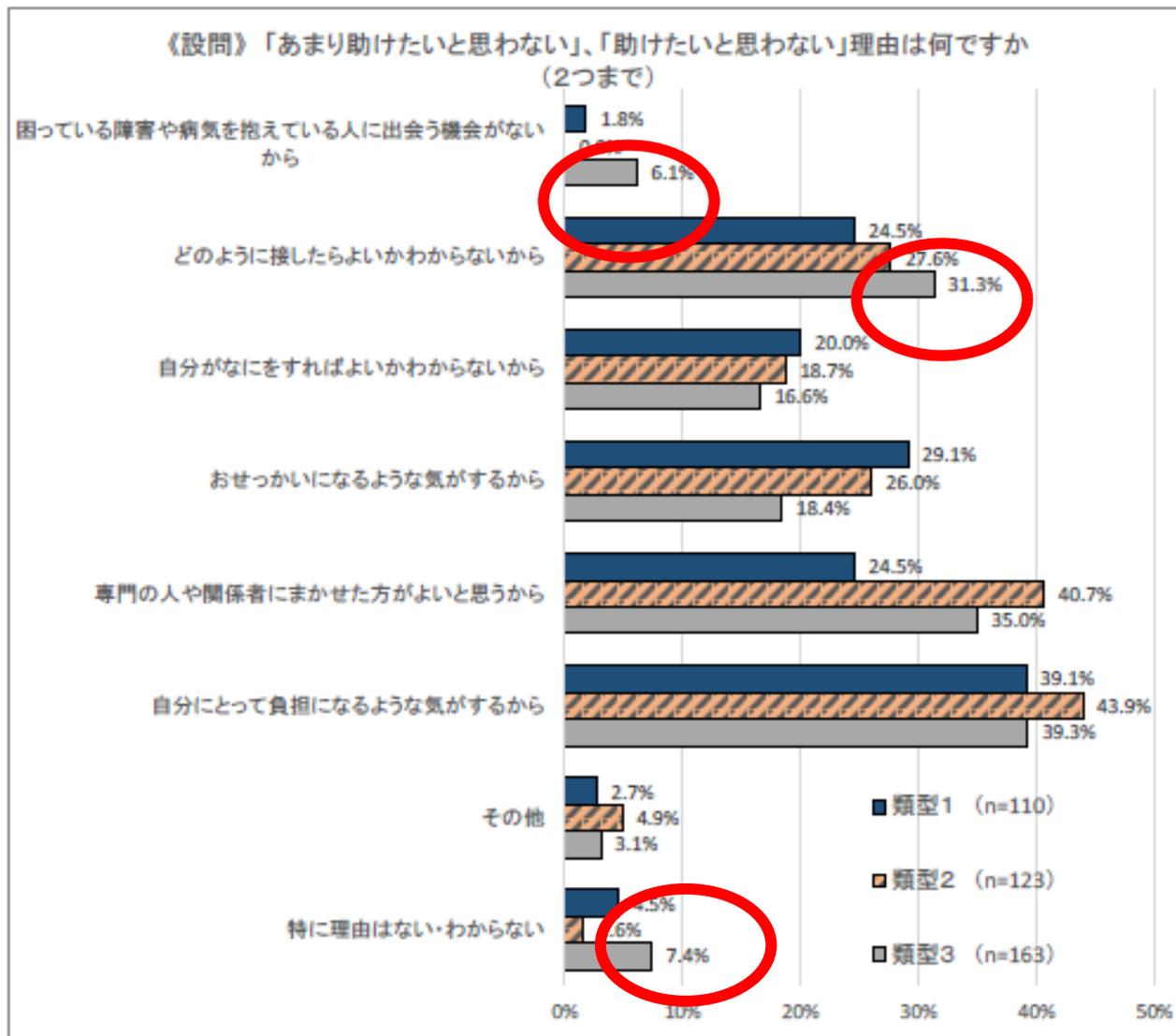
類型1：障害や病気を有する者

類型2：身近に障害や病気を有する者がいる者

類型3：その他の者

# 助けたいと思わない理由

図表 2-4-1(6/6) 地域や職場で障害や病気で困っている者がいたら助けたいか・理由



# 障害者差別調査(WHO)

- ① ノーマライゼーション(重い障害があっても、一般的な生活をできるように、社会の環境を整えること)に賛成か？
- ② 障害のある人と、一緒にご飯を食べられるか？
- ③ 障害のある人と、一緒にお風呂に入れるか？
- ④ 障害のある人を、人生のパートナーに選べるか？

一般論として賛成しても、  
自分に身近なこととしては考えられない

# 横浜市金沢区の自治会による、障害者グループホーム開設反対

- 横浜市金沢区に開設予定だった障害者のグループホーム（GH）が、近隣住民の反対を受けて断念。
- 運営会社などによる説明会では「住民感情になぜ配慮をしないのか」「お金があれば引っ越したい」などの発言が相次いだといい、入居者の精神的負担を踏まえて中止を判断したという。

地域住民は、支援が必要な人のことを、よく知らない

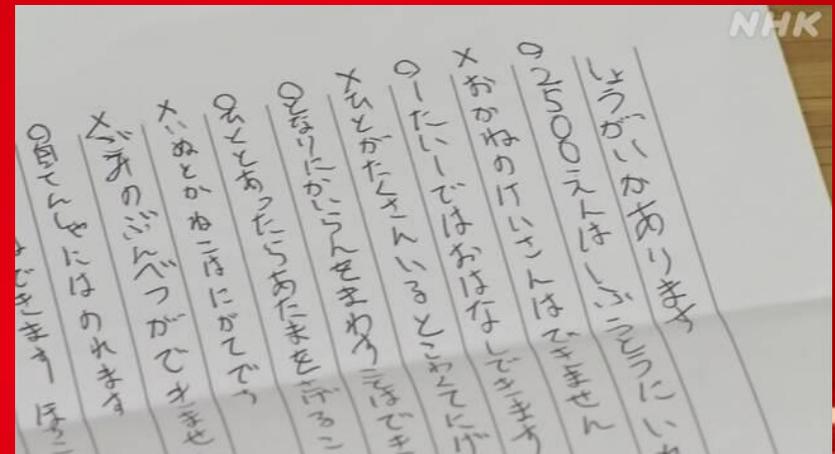


# 大阪市平野区の自治会役員選

2019年11月、大阪平野区の市営の集合住宅に住んでいた36歳の男性が、くじ引きで自治会の次期班長を選ぶと知り、自治会側に「障害が理由で班長ができない」と伝えたところ、「特別扱いはできない」と告げられ、「しょうがいがあります」、「おかねのけいさんはできません」などと紙に書かされたうえ、その紙をほかの住民に見せると言われ、その文書を作成した翌日、自宅で自殺した。

- 「障害があることを、知られたくない」という人は、少なくない。

なぜ、知られたくない？



# 令和6年能登半島地震における 障害のある被災者

- 知的障害、自閉症の人が避難所にいられない状態。



<https://youtu.be/641yPTaPg5g?si=JSLY0Nru5e7hA8Ft>

# 知的障害（知的発達症）とは

- 発達期（おおむね18歳未満）までに生じた知的機能の障害により、認知能力（理解・判断・思考・記憶・知覚）が全般的に遅れた水準にとどまっている状態
- 「適応機能」という日常生活能力、社会生活能力、社会的適応性などの能力を測る指数とも合わせて診断が下される。

# 知的障害（知的発達症）の段階

- 軽度～最重度の4段階。
- 日常生活能力水準：日常生活で自立しているのかを表す機能のこと。たとえば食事の準備・対人関係・お金の管理などを含む

	生活能力	a	b	c	d
IQ		※日常生活能力水準がdに近づくほど自立した生活ができる			
I (IQ ~ 20)		最重度知的障害			
II (IQ 21 ~ 35)		重度知的障害			
III (IQ 36 ~ 50)		中度知的障害			
IV (IQ 51 ~ 70)		軽度知的障害			

※あ

※い

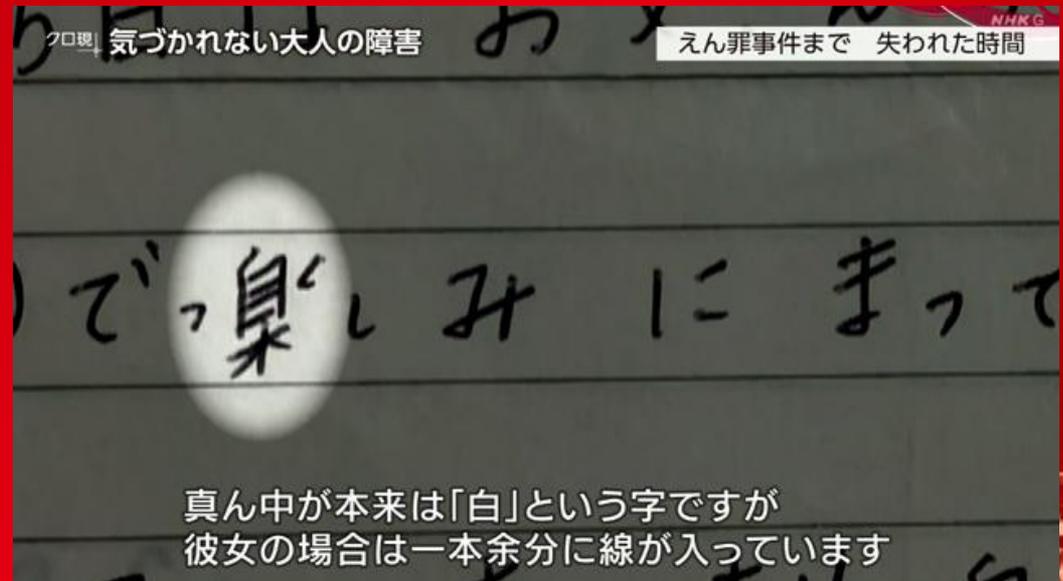
# 軽度知的障害による冤罪

- 殺人罪で10年を越える服役を強いられた、西山美香さん(40)。2020年3月、再審で無罪判決に。
- えん罪のきっかけとなったのは、西山さんの自白。自白は誤りだったと主張するも認められず、懲役12年の判決。

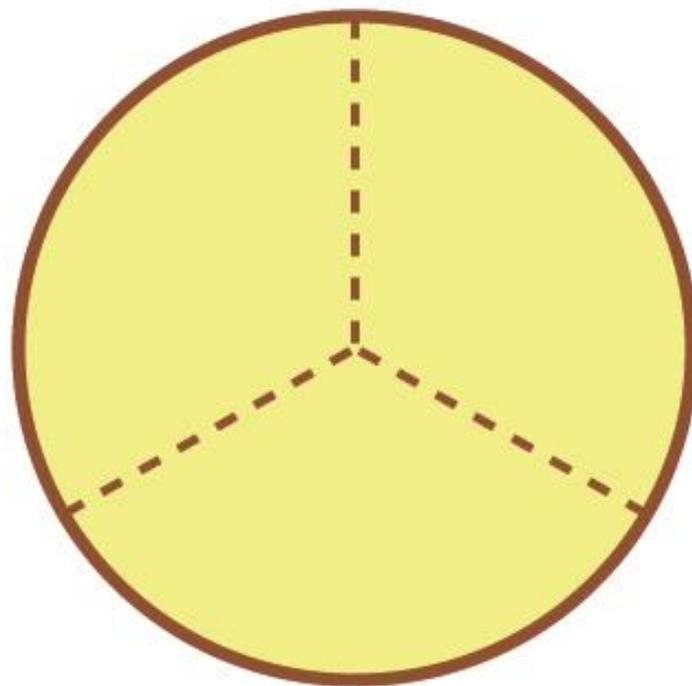


# 冤罪の発見

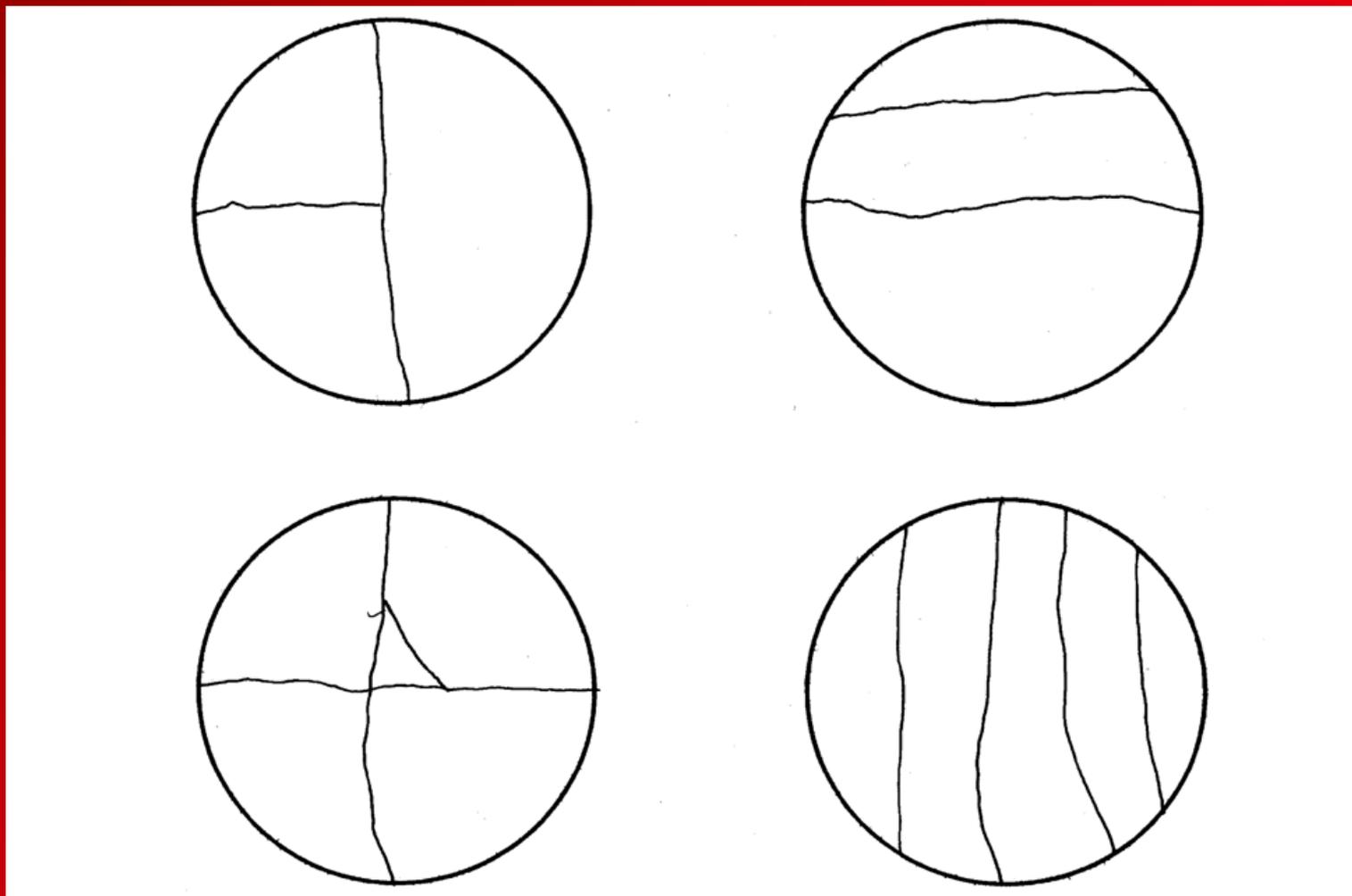
- 発見者は、精神科医の小出将則氏。西山さんの書いた手紙の内容から、障害がある可能性に気づいた。
- 小出氏は、裁判で「質問に対して誘導されやすい」「迎合的な供述をする傾向がある」と意見した。西山さんの自白の背景に、障害が深く関わっていることが指摘された。



ケーキを3等分して下さい



# 「ケーキの切れない非行少年たち」



宮口幸治『ケーキの切れない非行少年たち』（新潮新書）

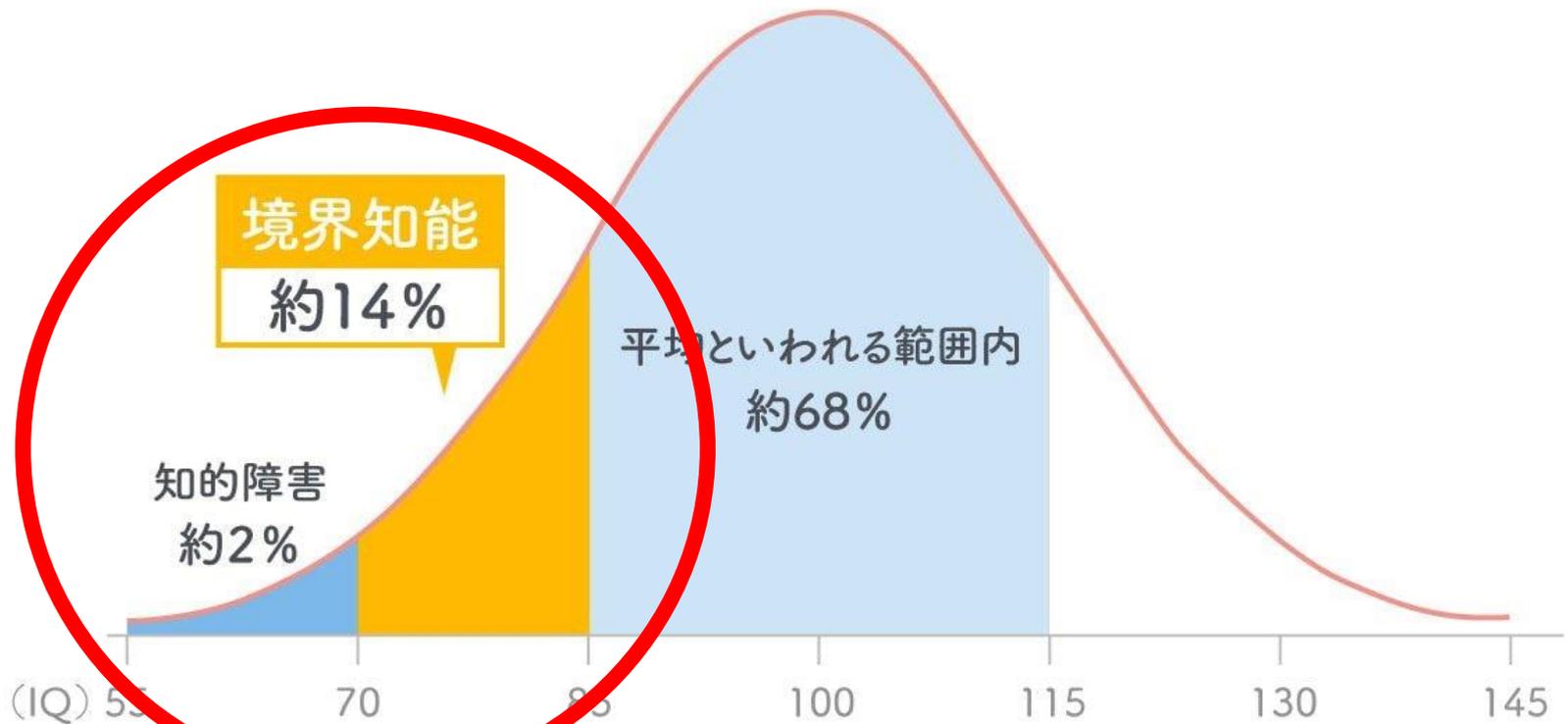
# 忘れられた人々～境界知能～

- 1950年代の知的障害者の定義：IQ85未満
- IQ85未満：人口の16%
- 現在の軽度知的障害(おおよそIQ70未満)：人口の2%
- 境界知能：16%－2%＝人口の14%

14%の人が、認定も支援もされずにかかなりの生きづらさを感じ、人間関係や自己表現が上手くいかずに職を転々としたり、引きこもったり、時に非行や犯罪に手を染めたりといった問題が発生する

# 境界知能は人口の14%も

IQ(知能指数)の分布



出所: 古荘氏の監修に基づき東洋経済作成

# 路上生活者における障害

## 路上生活者調査結果



調査対象路上生活者 164人

# 更生保護と農福連携

# 更生保護とは

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善 更生することを助けることにより、安全安心な地域社会をつくること



# 沼田町就業支援センター

- 全国初の自立更生促進センターとして、地域と一体となって農業体験を通じた人格の陶冶(とうや)と情操の涵養を図り、保護観察に付された少年等の自立・改善更生を支援
- これまでも少年院における教育や民間の更生保護施設における処遇の中で農作業や園芸療法、動物の飼育といったことが行われてきました。そしてこれらを通じて、①自然と触れ合うことにより、高い情操教育効果や心情の安定をもたらすこと、②自らの努力が収穫に直接つながることにより達成感を感じることができ、自信や自立の精神を養うことができること、③規則正しい生活習慣の習得や体を動かすことによる健全なエネルギーの発散につながること、④自他の生命を尊重する意識が育まれること、といった効果があるとされており、このようなことから農業実習を主体した指導を行うこととしました。

# 沼田町

- 人口：2,783人
- 高齢化率：45.0%
- 面積：283.35km<sup>2</sup>
- 基幹産業：農業(水稲・花卉)
- 耕地面積：3,771ヘクタール
- 農産物：米(雪中米)、そば、小麦、大豆



# 「再出発の町」(NHK)

- 「再出発のまち」：北海道雨竜郡沼田町にある、少年院を出た子どもたちが社会へ旅立つため準備をする国の施設(更生保護施設「沼田町就業支援センター」)の子どもたちと、近隣の住民との交流。
- 窃盗などの罪を犯し少年院に入っていた子どもたち、中には家庭で親から虐待を受けた少年や今も親と疎遠な人も多い。さまざまな事情を抱えながらも少年たちは町の人たちの優しさに触れ、少しずつ成長しながら自分の進路を模索する。

「親」でも「職員」でもない、「他者」「近所の住民」だからこそ、子どもが生き直せる

# 少年と関わる人々



高橋統括保護観察官



東出周子会長  
(深川更生保護女性会)



沼田晴子さん  
(沼田町更生保護女性会)

# 沼田町就農支援実習農場

- ・ シイタケ栽培がメイン。



# 雪を貯蔵して、活用



# トマトの加工品を主力商品に

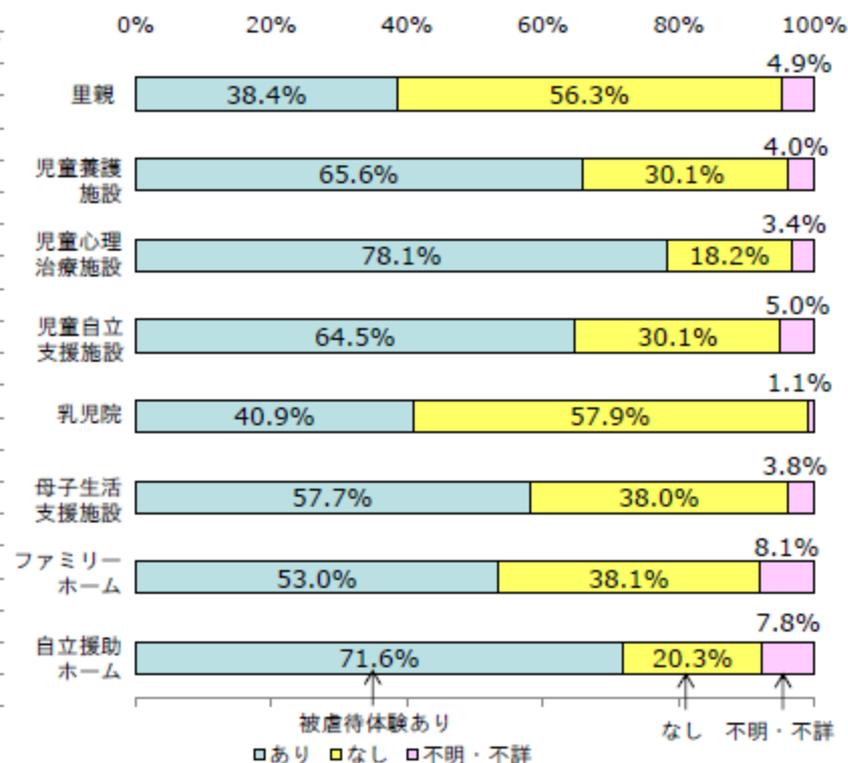
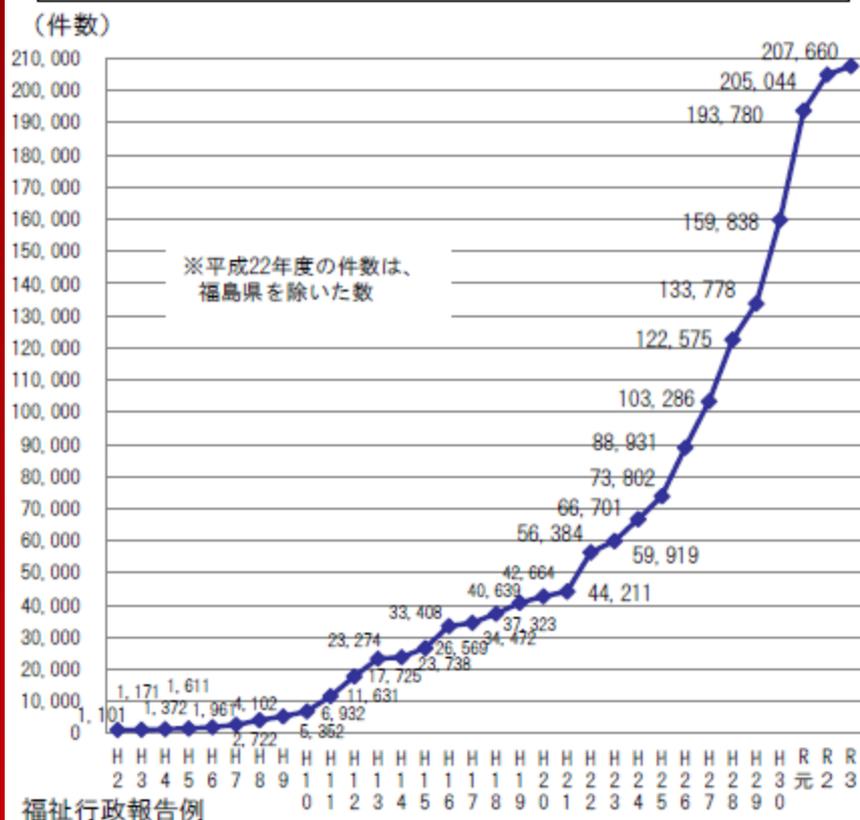


### (3) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、令和2年度には約1.8倍に増加。

○ 里親に委託されている子どものうち約4割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約7割は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果 (平成30年2月1日)

# 愛着形成は、やり直せる

- 愛着形成は、乳幼児期を終えても、形成できる。
- ハジメ「誰かしらが、いてくれる。一人じゃないというのは、目に見えてわかる。それが一番、僕にとってはうれしいこと。沼田は、いろいろな意味で、新しい自分になれるところ」
- ケンジ「このまま逃げ出したら楽だろう。でも、それをやったら本当に、いろいろな人とつながったし、やってきたのに、全部ぶっ壊しちゃう。それも嫌だし、多少のつらいことがあっても投げてはいけない、と思うようになった。あきらめない理由ができた。俺があきらめたら、関わってきた人たちに顔向けできない」

「よき隣人」として、関わることで、愛着形成ができる

# 陸(19歳)は、沼田で農家に就職

- 陸「1年ではもったいない。人間関係を大事にしたかったから」
- 石田さん：陸が沼田出身であることをわかって、雇用。以前も、別の少年を受け入れて雇用するも、2年目に再犯して、逮捕。それでも、陸の覚悟を知って、受け入れた。



# 陸(19歳)は、沼田で農家に就職

- 石田さん「若い農家が育つことは、地域を守ることにもつながる」「農業をやってみたい、この地に住んでみたいという子たちは、農家にとっては貴重な財産。この子たちをどう育てるか託された私たちにしてみれば、ありがたい話。地域の宝として、財産として育てたい」
- 陸「ありがたい。がぜん、やる気になります」

# 課題点(就農)

- 入所は、保護観察官が全国を廻って、「家に帰れない」「農業に関心がある」少年を探し、誘う。しかし、思春期・青年期の少年は、なかなか農業に関心を抱かない。
- シイタケ栽培が中心で、作業中は無言で単純作業。
- 農家実習は2軒のみ(米作)。寮生の人数が3人と少なく、農家は繁忙期に実習を受け容れ、「働き手」としてカウントするため、実習先は広がらない。

# 課題点(地域との関わり)

- 現在の寮生は3人：保護観察期間がバラバラで、長期入所とならず、地域住民との交流が少ない。
- 地元住民との関わりは、「あんどん祭り」「食事会」(更生保護女性会、月1回)、「自炊訓練」(年に3~4回)
- コロナ禍を経て、「沼田商店でおしゃべりする」寮生がいなくなった。
- 高校がなくなったため、同世代の住民がおらず、「大人とばかり関わる」ことに。

# 課題点(再犯防止)

- センター入所中は、スマホ禁止。しかし、退所する際にスマホを持ち、自由な独り暮らしになると、「昔の仲間」と連絡を取り合うようになり、また犯罪に走る少年も。
- 花農家に就農した「陸君」も、再犯で退職。再犯すると、後ろめたさから、沼田の住民と連絡を絶つため、その後どうしているか、分からなくなる。

周囲の住民が、揺れ動く子どもの気持ち、弱さを理解し、  
受容・共感しつつ、継続的に関わることが求められる



住民に更生保護への理解を深められ、  
協力してもらえるように啓発活動、交流が必要

# ストレングス視点を見出す

後から獲得した  
能力

豊かさ

強さ・  
たくましさ

生まれもって  
の才能

持っている資  
源

上手なこと



隠れた能力や才能, 力

# 短所は長所に読み替えられる

500cc入るペットボトルに  
250cc入っています。

- ① 半分しか？
- ② 半分も？

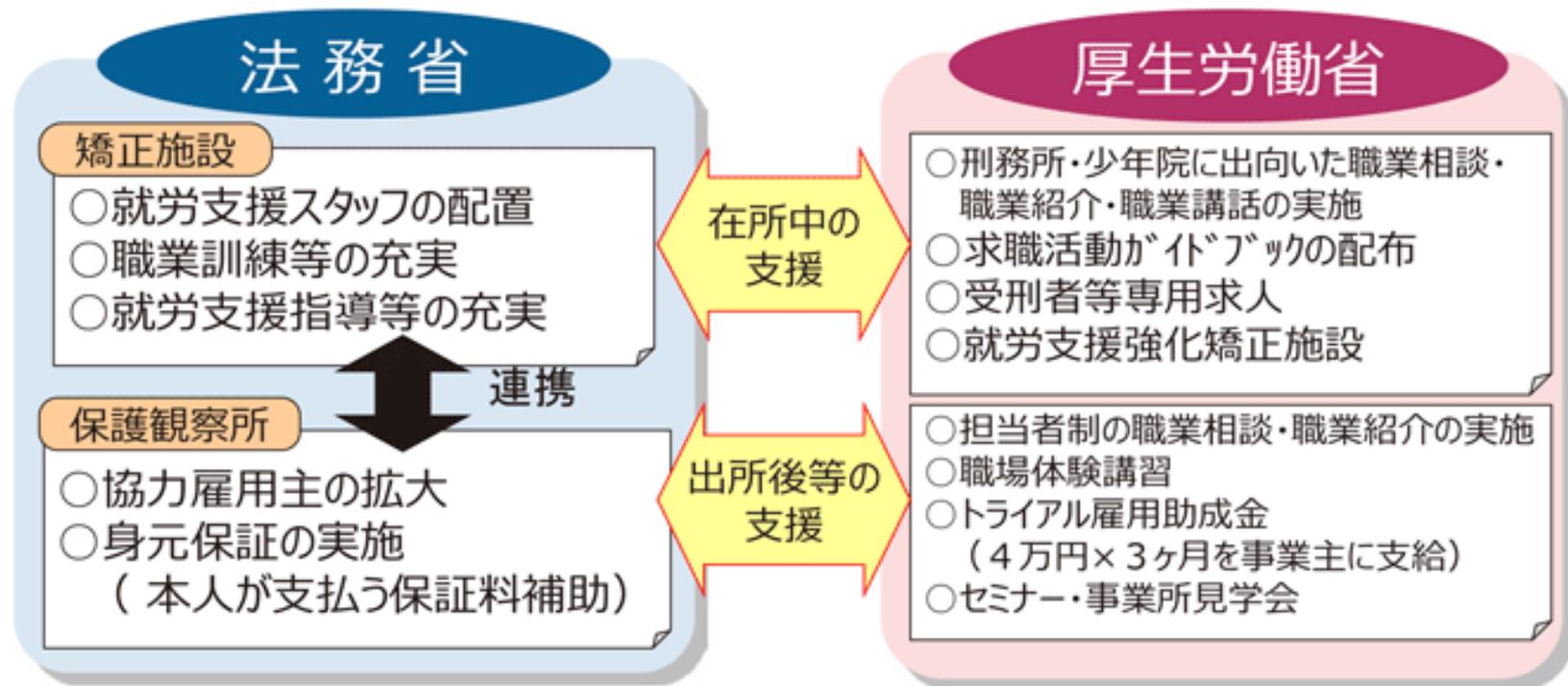


自分のとらえ方にかかっている



# 刑務所出所者等総合的就労支援対策

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施
- 法務省と厚生労働省（矯正施設・保護観察所・ハローワーク）との連携を強化

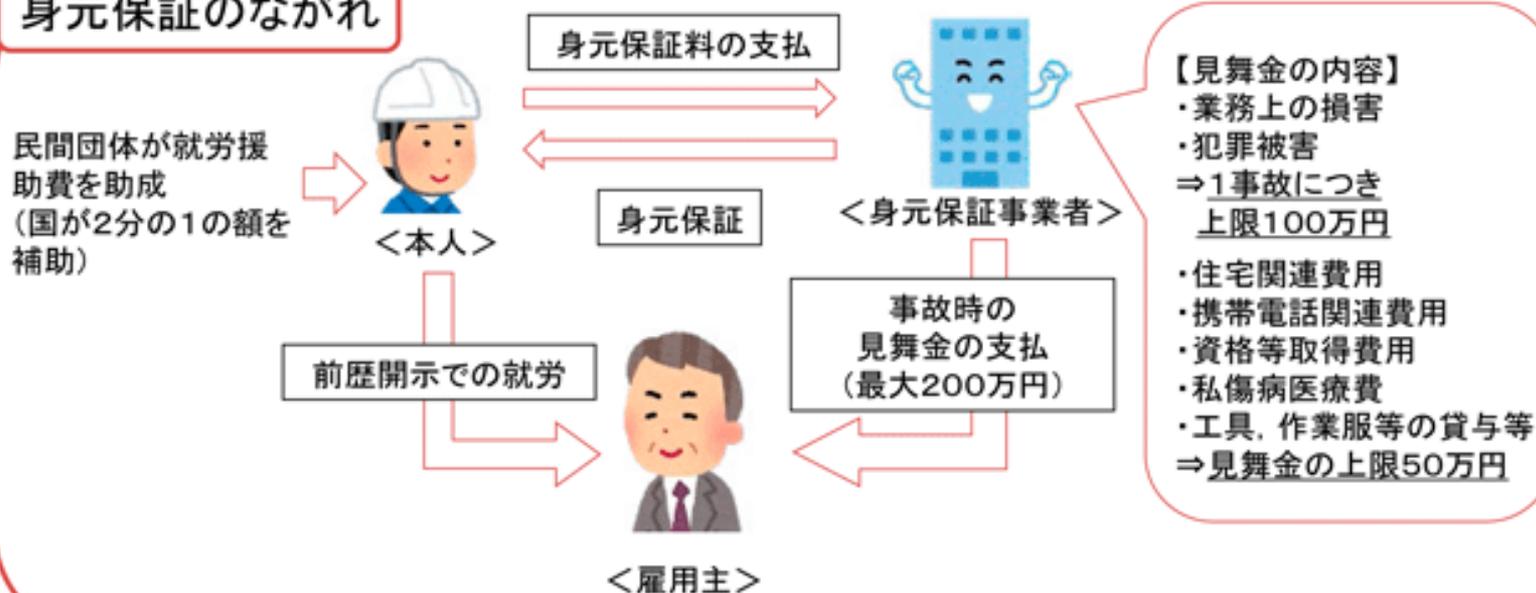


# 身元保証制度

## 概要

就職時の身元保証人を確保できない保護観察対象者等について、民間事業者が1年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度

## 身元保証のながれ



# 刑務所出所者等就労奨励金

## 1 安定的で継続的な雇用の場合における就労奨励金の支給

刑務所出所者等が、刑務所・少年院在所中の職業訓練、就労支援等により、出所・退院後速やかに安定的で継続的な就労へ移行することを促すため、奨励金を支給

### 【支給要件】

- ①保護観察対象者等（仮釈放者、仮退院者又は満期釈放・退院後の更生緊急保護対象者）を雇用した協力雇用主
- ②刑務所等在所中からの調整に基づき、出所・退院後速やかに雇用を開始
- ③正社員又は1年以上の雇用継続が見込まれること

※短時間労働者（週20時間未満）を除く

**【支給額】 最大8万円×1～6か月目，最大12万円×2回（9，12か月目）（最長1年）**

## 2 その他の雇用の場合における就労奨励金の支給

上記以外の保護観察対象者等の雇用の場合も、より継続的な就労を促すため、奨励金を支給

【支給要件】 保護観察対象者等（上記以外の者）を雇用した協力雇用主

**【支給額】最大2万円×1～3か月目，最大4万円×4～6か月目，最大12万円×2回（9，12か月目）（最長1年）**

※トライアル雇用奨励金（最長3か月）を受けた後、本雇用に移行する場合、4か月目から適用

生産性がある人もない人も、  
誰もが集える農園を

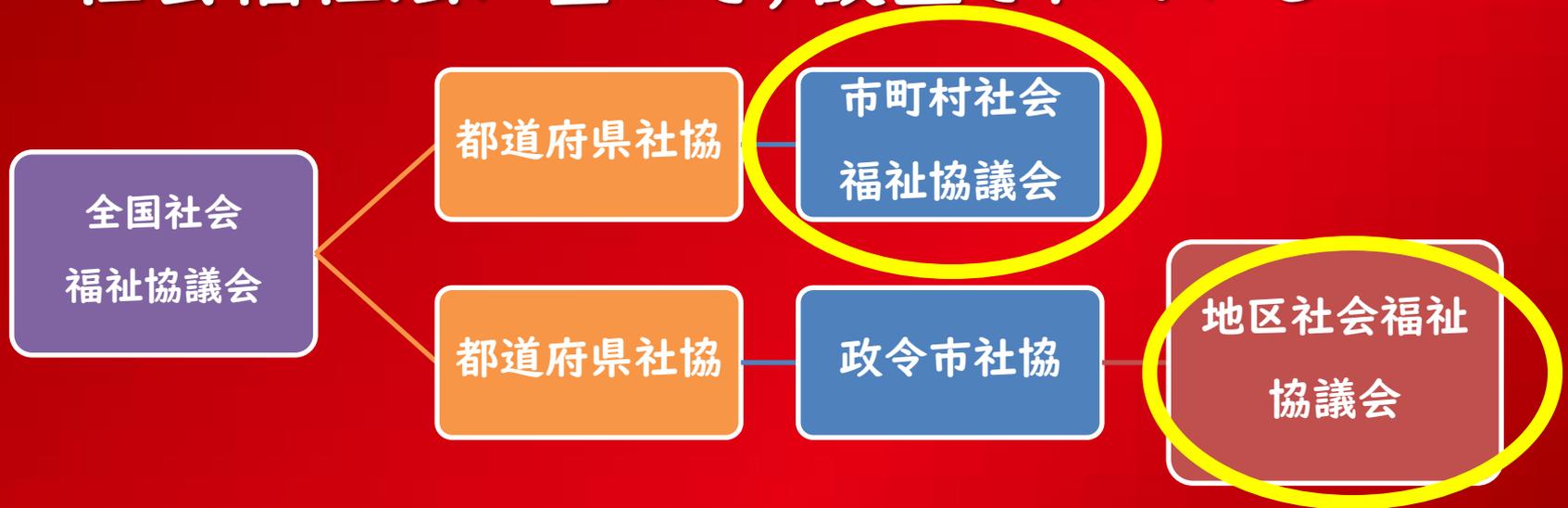
# 地域福祉とは

- 定義：「地域で生活する一人一人が、豊かな社会関係に囲まれて、社会的役割を持って幸せに生活できる社会をつくること」
- 一人暮らしであっても、子どもであっても、障害があっても、「同じ地域住民」として、地域に暮らし、「生きてて良かった」と思える地域にしていくこと。

これからは、地域福祉が主流となる

# 社会福祉協議会とは

- 社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織
- 社会福祉法に基づき, 設置されている



# 市町村社会福祉協議会

根拠法：社会福祉法 第109条

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

# 社会福祉協議会とは

- 民間の、福祉のよろず相談機関
- 住民と共に地域福祉を進める組織
- 地域の公的な社会資源、民間の組織などを構成メンバーとする「協議体」
- 地域住民の福祉への理解と協力を得られるように活動する「地域福祉サポーター事務局」
- ボランティアセンターを併設しており、マッチングや相談支援を行う



# 偏見を除去し、理解を深める

- 交流と学習が有効
- とともに、同じ作業に取り組むことで、偏見が除去される(山内、1996)
- 逗子市の小学校4年生と知的障害者としてクッキーづくり。事業所に子どもが遊びに行くようになった。
- 農作業も、お互いが理解を深め合う機会になる。

# 豊中あぐり

- 大阪府豊中市社協による事業

( <http://www.toyonaka-shakyo-vc.org/aguri0522/> )

- 事業内容：①都市型農園の運営と管理、②野菜の直売ならびに提供、③ユニバーサル菜園として運営、④地域福祉活動の担い手の養成、⑤地域共生ホーム「和居輪居(わいわい)の運営と管理

# 豊中あぐり(豊中市社会福祉協議会)

- 1995年の阪神・淡路大震災後。同社協は地域のつながりづくりを目指して食事会やサロン活動などを続けた。
- しかし、定年退職後の男性たちは、参加しても続かなかった。「人生の多くを会社で過ごし、家には寝に帰るだけ。街に知り合いはほとんどいない。地域でコミュニティーをつくろうとしてもヒエラルキーのある競争社会で働いてきた人たちに、フラットな関係づくりは難しいようだった」と勝部さんは振り返る。
- 敷地内に畑ができると、水やり、収穫と男性も顔を見せるように

# ①都市型農園の運営と管理

- 「豊中あぐり」は個人として楽しむ農園ではなく、共同ファームという形にこだわり、会員制ですべての行事は会員同士の意見により構成されています。作物の栽培品目から水やり、収穫などに関する事項、新しい会員の勧誘から懇親会など。近隣住民の迷惑にならないよう細心の注意を計るとともに、イベントとして夏のソーメン流し、年末の餅つき大会等を行っています。
- 現在8カ所の菜園は、それぞれの地理的特徴を生かして、夏野菜や葉物野菜、西瓜や面積の広い原田菜園では稲作を実施しており、田植えや稲刈り脱穀に多くの方々が参加されます。



## ②野菜の直売ならびに提供

- 収穫された野菜は、朝市で近所の方々に買っていただいたり、子ども食堂へ提供しています。また農業の六次化として、さつま芋から芋焼酎、じゃがいもや玉ねぎからコロッケを作ってみました。
- 2018/12赤い羽根基金より助成金が交付され、移動販売車を購入、地理的に買い物困難なお年寄りに新鮮な野菜の直売ならびに、安否確認に役立てています。



# ③ユニバーサル菜園として運営

認知症や障害のある人など誰でもが参加できるように、畝幅も車椅子が通れるように広くしており、通り道には廃レンガを会員が4カ月かけ約5000枚のレンガを引き詰めました。



# ④地域福祉活動の担い手の養成

これまでの地域社会の担い手は女性が中心でした。  
定年後の男性の居場所としてい心地よく社会参加の  
場として「豊中あぐり」をスタートさせました。



# ⑤ 地域共生ホーム「和居輪居(わい わい)」の運営と管理

「すべての人に居場所と役割を」豊中あぐりのメンバーの活動にプラスして地域交流場所、例えばカフェや子ども食堂、畑が「動」ならば「静」の場所として活用していきたい。



# 豊中あぐり(2023年4月25日)



# 豊中めぐり(2023年4月25日)



# 農地所有適格法人 パラダイスフィールド合同会社

- 2011年の原発事故の後、もっと環境に配慮した暮らし、地域の食料自給が必要と思い、農業に関わり始める。
- 2013年、湘南国際村のフィールドで私の環境配慮型農業の挑戦は始まる。藪を切り開き、道を作り、畑り、2014年、パラダイスフィールド合同会社を設立。農業資格を取得、仲間を集め、販路を増やし、スクールも始まる。
- 2020年、横須賀市衣笠町に「ありんくりんの森」をオープン。「森と畑の学校」は土地の更新が叶わず撤退。



伊藤力

ITO CHIKARA RIKKI

# 「ありんくりんの森」(横須賀)

- 横須賀市衣笠町
- 2018年～古民家改修、畑の復元、森と竹林の整備を進め2020年春よりオープン。
- 会員とゲストが来園し、里山を満喫する場。会員は畑や山を使って野菜や果物を育て、読書小屋を建てたり、木を切り出して家具を作ったり。薪やカマドを作ったり。棚田を復元して米を作るのもあり。ただゆっくり古民家に泊まったり、キャンプを楽しむのもあり。
- 災害時の会員の避難所の場。
- 会員：山会員6000円/月。畑会員6000～10,000円/月
- 週に1回、不登校児のためのフリースクール。古民家、農作業。中学生、高校生が参加。





# 社会福祉の法体系

高齢者	障がい者				児童	低所得者	
老人福祉法	障害者総合支援法				児童福祉法	母子及び父子並びに寡婦福祉法	生活保護法
	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	福祉に関する法律 精神保健及び精神障害者	発達障害者支援法			
社会福祉法 (社会福祉事業の範囲・社会福祉法人・福祉事務所・社会福祉協議会)							

# 福祉六法の制度から、漏れる人も...

- ワーキングプア、ひきこもり、ニート、ネットカフェ難民と呼ばれる「福祉を必要としているのに福祉の網から漏れてくる人」が増えてきた
- 生活保護受給者は全国で200万人を超え、自殺者は年間2万人を超えている
- 孤独死する人は年間3万人を超え、その中身は30～50代の働き盛りの人たちが少なくない。
- なぜなら、働き盛りの稼働年齢層の人たちは福祉の対象となっておらず、社会的孤立により孤独死する割合が高いから。

# 「生活困窮者自立支援法」の制定

- そこで2015年、福祉の網から抜け落ちている全ての人を対象にした「生活困窮者自立支援法」が制定された。
- これによって日本の福祉の対象が大きく拡大し普遍化した。
- 生活困窮者とは生活保護に陥る一歩手前の人たちを想定し、単なる経済的困窮者だけでなくひきこもりなどの社会的孤立者も含めた、とにかく生活に困窮していて困っている人が対象となっている。
- このような人達に、包括的で継続的な支援を実施すること、そして、なぜ生活保護に陥ってしまった人が生活保護から抜け出せないのか、その解決のための制度でもある。  
つまり、生活保護を抜け出すためには、被保護者自身が自尊心や自己肯定感を回復させ、自ら仕事をやろうとすることが重要で、そのキッカケを与えることがこの制度の主旨になっている。

# 社会福祉法第4条「地域福祉の推進」

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

# 社会福祉法第4条「地域福祉の推進」

- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

# 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会



# 地域共生社会の理念

- すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。
- 「支え手」と「受け手」側に分かれていない。
- すべての地域住民が、役割を持ち、支え合う。
- 自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らす仕組み→権利としての地域共生社会へ。自立と尊厳を大事にする。

# 「恋するヘルパー」



その代わりに 岡部さんに  
目に見えない心の介助を私はしてもらっている

<https://youtu.be/7ZYftZ8hp48?si=GzeFWVCsaUV0B7DW>

# 理念と事業の構造図

地域共生社会(政策・理念)

包括的支援体制(社会福祉法第106条の3)

---

地域包括ケアシステム(地域医療介護確保法第2条)

重層的支援体制  
整備事業(事業)

# 地域包括ケアシステム

## 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**  
 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**

### 地域包括ケアシステムの姿



# 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

○既存の制度による解決が困難な課題

## 課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居 (XX)
  - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア) 等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

## 制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

### 高齢者

#### 地域包括ケアシステム

【地域医療介護確保法第2条】

【高齢者を対象にした相談機関】

#### 地域包括支援センター

共生型  
サービス

### 生活困窮者 支援

### 障害者

#### 地域福祉、地域生活支援

【障害者を対象にした相談機関】  
基幹相談支援センター

### 子ども・子育て家庭

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】  
地域子育て支援拠点  
子育て世代包括支援センター 等

## 土台としての地域力の強化

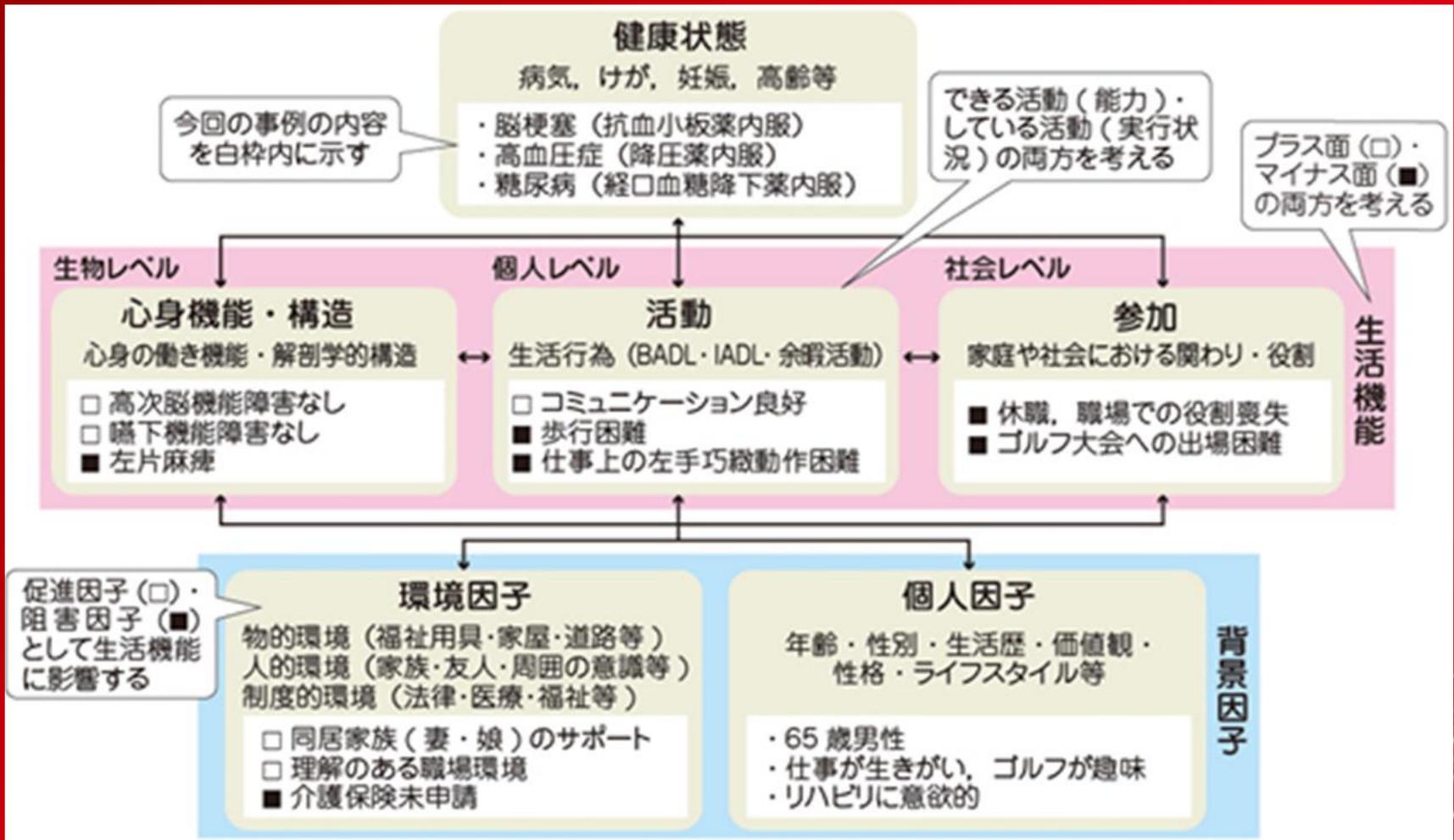
「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

# 国際生活機能分類(2001)

International Classification of Functioning, Disability and Health  
(2001年5月 WHO )



# これまでの障害のとらえ方(ICIDH)

- International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps (1980)
- 障害は、機能・形態障害だけでなく、3つのレベルがあることを示した。

疾患 → 機能・形態障害 → 能力障害 → 社会的不利



# ユニバーサル農園で、相互理解

## ユニバーサル農園の開設イメージ

### 多様な開設者

NPO法人  
社会福祉法人  
民間事業者  
農業者  
農村RMO  
都道府県  
市町村 等

開設

### 市民農園(農業体験農園)の形態で開設

#### 見込まれる効果

※農福連携対策で支援する場合は職業訓練的な農業体験の提供が必須

#### 社会参加を促す効果(職業訓練、協同体験の場)

就農へのチャレンジに向けた技術を習得する場(職業訓練的農業体験の場)や、農作物の栽培や販売、それらを通じた協同体験を通じ、ひきこもりの方など働きづらさを抱える若年・現役世代の社会参加の場を提供

#### 予防・リハビリの効果(生きがいづくり)

農作物の栽培や販売、利用者同士の交流による生きがいづくり等を通じ、介護予防や、高齢者、障がい者等の健康増進・社会参加を図るとともに、高齢者、障がい者等へのケアのためにリハビリ等の場を提供

#### 癒しを提供する効果(精神的健康の確保)

農業の持つ癒しの効果を通じ、精神的不調により休職している社員等のリワークなど、企業の社員等の精神的健康の確保を図る機能を提供

#### 学びを促す効果(農業体験の場)

学生ボランティア等の参画や学校からの協力を得て、子どもが農業を体験的に学ぶ場の提供や、生産された農産物の子ども食堂等への提供を通じた食育の機会を提供

幅広い参加・農地の利用

### 多様な参加者

高齢者  
障がい者  
困難を抱える若年・現役世代  
学生ボランティア  
子ども

- ユニバーサル農園の募集にあたっての障害者等を優先した選考
- 農園の区画の一部に車椅子等が通行可能な園路の整備、障害者の利用に対応した区画等の設置
- 障害者等の利用に合わせた必要な措置が講じられた施設の整備
- 余剰農産物の利用者による個人・共同販売、フードバンク等への提供等を行うことが可能

都道府県、市町村は自ら開設者となるとともに、地域における導入が促進されるよう、民間事業者等の開設にあたっては、関係部局が連携し、指導者や福祉の専門家の確保等において助言等の協力をを行う

支援

### 農福連携対策等により開設を支援

ユニバーサル農園の導入を進めるため、農福連携対策等により支援(農作業の指導者や福祉の専門家の確保等のためのソフト支援や施設整備の支援等)

更なる効果

- 農地の農業的利用の維持と農地の保全(荒廃農地の再利用等による農園の開設による地域の農地の保全等)
- 生産された農産物を子ども食堂、フードバンクに提供(食育、食の支援)
- 余った農産物を農園の庭先等で販売することによる生きがいづくり
- 農業を身近に感じることによる、新規就農者の増加



# 誰もが集い、お互いに力を借りたり、 貸したりする場

- 認知症のお年寄りが「手続き記憶」を用いて、先生になる
- 車いすユーザーがリーダーとなる
- ひきこもりの人が、達成感を持つ
- 子ども・若者が、協力し合って、人格を形成する
- 多世代が交流することで、世代間の理解を深め合う

それぞれが、農園を「場」として、  
それぞれの存在を認め合い、共に生きる

# コツコツと、地道に準備を

- 社会福祉協議会、社会福祉施設、NPO法人などの先進的な事例を学ぶ
- 連携を図りたい先の団体と連絡を取り、①講座開催、②農作業イベントを開催するなど、交流と学びの場をつくるなど、まずは動いてみる

時間をかけて、つながりを増やしていき、  
交流を深めていくことが、豊かな実践につながる

# 「自己実現」ではなく、「相互実現」を

- 自分自身の「生きる力」を育むと共に、他者と「共に生きる力」を育む
- 他者に目を向けて、自分事としてとらえられるようになる
- 自分が弱ったときに助けを求められるようになる
- 助け合う力を身につけられるようになる

# めざすのは、地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会



ご清聴ありがとうございました